

令和7年度 SDGs HYOGO 青年チャレンジ事業実施団体募集要項

1 事業目的

世界共通の目標である SDGs（持続可能な開発目標）を推進する活動に意欲をもってチャレンジする青年団体を支援することにより、次世代を担う人材の育成と県域における SDGs 推進に資することを目的とする。

2 事業補助額（定額）

1 団体あたり最大 20 万円まで

（注 1）選考委員会の決定により、1 団体あたりの補助額が 20 万円に満たない場合がある。

（注 2）補助対象経費が 20 万円を下回る場合は、補助対象経費の額を補助金の上限額とする（千円未満切り捨て）。

3 事業団体数

10 団体程度

4 事業期間

補助金交付決定の日から令和 8 年 2 月 28 日まで

5 応募資格

SDGs の推進に取り組む青年が主体的に活動する団体であって、次の要件をすべて満たしているものとする。

※「青年」・・・2025(令和 7)年 4 月 1 日現在で 15 歳（中学生は対象外）から 30 歳まで

- (1) 構成員が 5 人以上の団体で、代表者を含め青年が過半数であること
- (2) 代表者および会計担当者は、18 歳以上であること
- (3) 兵庫県内に活動拠点を置く団体であること
- (4) 兵庫県内または兵庫県民を対象とした活動であること
- (5) SDGs を推進するために新たに立ち上げた団体、もしくは、現行の活動を拡充するなど新たな取り組みを行う既存の団体であること
- (6) 前年度から継続して応募する団体は、前年度の成果や課題を整理し、新たに取り組む事業とすること（3 年間を上限として継続して助成を受けることができるが、年度ごとに改めて応募し、選考を受ける必要がある）
- (7) 大学のゼミ活動や高校の授業、部活動等は本事業の対象外とする
- (8) 営利を目的とした活動、及び特定の個人や団体が利益を受ける活動でないこと
- (9) 宗教又は政治・営利活動を目的とする団体、暴力団もしくはその統制下の団体、その他公共の福祉に反した活動を行う団体でないこと
- (10) 事業を実施し、また、当該事業について独立した経理を行う能力を有していること

6 補助金

(1) 補助対象となる経費

報償費	講師等謝金等
旅 費	団体構成員、外部講師の交通費 ^{※1} 及び宿泊費
需用費	備品 ^{※2} 、印刷費等資料作成費、活動資材購入費、消耗品費等
役務費	郵券代、運送料、保険料、会場設営費等
使用料	会場使用料、機材のレンタル・リース料等
その他	事業実施にあたって必要と認められる経費

※1 青少年本部が主催する交流会や活動報告会等に参加するための経費については、団体が補助金から支出することができる。

※2 備品とは、使用耐用年数が1年以上ものとする。備品購入費の総額は、補助額の20%を限度とする。

(2) 補助対象とならない経費

① 団体の運営に係る経費、他の活動に係る経費等、補助対象活動の実施に直接関係しない経費

② その他事業実施にあたり必要と認められない経費

[主な例]

- ・ 団体の役員・構成員への謝金
- ・ 県外への移動に係る経費
- ・ 備品・装置等の設置費・修繕費
- ・ 事業に直接関係ない消耗品購入費
- ・ 他者に対する寄付金・分担金・会費
- ・ 食糧費（ただし、参加者が自ら調理するための食材費は除く）
- ・ 交際費（会議・活動での弁当代、食事代、お茶代等の飲食費）
- ・ 事務局人件費、事務所経費（家賃、水道光熱費、電話代等）
- ・ 補助金交付決定の日より前に支払った経費

7 募集締切

令和7年5月16日（金） 必着

8 申込方法等

(1) 提出書類

① 補助金申込書（様式第1号）

② 収支予算書（別記1）

③ 事業計画書（別記2）

④ 誓約書（様式第1号の2）

⑤ 団体の概要を記した書類

- ・ 団体の規約・定款、役員名簿
- ・ 前年度の収支や事業内容等運営状況がわかるもの（新規設立団体を除く）
- ・ その他参考となる書類（活動や取組がわかるパンフレット等）

(2) 提出方法

原則として電子メールとする（送達確認を電話連絡にて必ず行うこと）。

ただし、電子メールによる提出が困難な場合は、持参または郵送でも可とする。持参の場合は、土・日・祝日を除く。受付時間は9時～17時。

なお、提出された書類は返却しない。また、応募に係る一切の費用は、応募団体の負担とする。

9 審査等

(1) 審査方法

別に設置する選考委員会において、応募書類による書類審査（一次審査）の後、面接審査（二次審査）に基づき決定する。

なお、面接審査への出席を必須とする。また、書類審査のみで不採択とする場合がある。

(2) 審査基準

本事業の目的に対する理解度、事業の実現性、事業の効果、他団体との連携・協働体制、事業遂行能力等について総合評価を行う。

(3) 審査結果

審査結果は、速やかに応募者に通知するとともに当本部のホームページにおいて公表する。

なお、採択団体は、選考委員会の指示等を踏まえ、速やかに補助金交付申請書を提出すること。

10 事業報告

事業期間終了後は、指定する様式により、事業報告書を提出すること。

11 その他留意事項

- (1) 採択団体は、補助金交付要綱に定める規定に基づき適正な事業執行を心掛けるとともに、会計処理等の執行に関し、適宜実施する青少年本部の指導や調査に協力するものとする。
- (2) 採択団体が作成する助成事業に係る印刷物、SNS 発信等には「SDGs HYOGO 青年チャレンジ事業」と記載するとともに、(公財)兵庫県青少年本部から助成を受けている旨を明記すること。
- (3) 本事業の補助対象経費は、国や県、市町、その他団体における補助事業の対象事業経費と重複しないこと。
- (4) 青少年本部が主催する研修会（7月予定）、交流会（11月頃予定）、活動報告会（2月予定）に出席すること。
- (5) 不明な点があれば、青少年本部と協議すること。

12 問い合わせ先

公益財団法人兵庫県青少年本部 活動支援部

SDGs HYOGO 青年チャレンジ事業担当 重金

〒653-0036 神戸市長田区腕塚町5-3-1 アスタくにつか1番館南棟3階

電話：078-891-7410（月曜から金曜 9:00～17:00）

F A X：078-891-7418

E-mail：a_shigekane@seishonen.or.jp